

沖繩国際物流拠点産業集積地域うるま地区賃貸工場
水銀灯代替設備取替工事(1,8,16,17,23,24,25,28,30号棟)
令和8年度

沖繩県商工労働部 企業立地推進課

図 目 録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	
E-00	図面目録	—	E-33	撤去電灯設備1階平面図(1.6号棟)	1/100	E-65	【2.5号棟】 改修電灯設備配線配管系統図(2.5号棟)	NO SCALE	
E-01	特記仕様書(電気設備)-1	—	E-34	撤去外灯設備平面図(1.6号棟)	1/100	E-66	改修電灯設備電灯器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-02	特記仕様書(電気設備)-2	—	【1.7号棟】				E-67	改修後照明器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE
E-03	特記仕様書(電気設備)-3	—	E-35	改修電灯設備配線配管系統図(1.7号棟)	NO SCALE	E-68	改修電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
E-04	配線案内図	—	E-36	改修電灯設備電灯器具仕様書(1.7号棟)	NO SCALE	E-69	改修電灯設備平面図(2.5号棟)	1/100	
E-05	改修電灯設備配線配管系統図(1号棟)	NO SCALE	E-37	改修後照明器具仕様書(1.7号棟)	NO SCALE	E-70	撤去電灯設備配線配管系統図(2.5号棟)	NO SCALE	
E-06	改修電灯設備電灯器具仕様書(1号棟)	NO SCALE	E-38	改修電灯設備1階平面図(1.7号棟)	NO SCALE	E-71	撤去電灯設備電灯器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-07	改修後照明器具仕様書(1号棟)	NO SCALE	E-39	改修外灯設備平面図(1.7号棟)	1/100	E-72	撤去後照明器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-08	改修電灯設備1階平面図(1号棟)	1/100	E-40	撤去電灯設備配線配管系統図(1.7号棟)	NO SCALE	E-73	撤去電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
E-09	改修外灯設備平面図(1号棟)	1/100	E-41	撤去電灯設備電灯器具仕様書(1.7号棟)	NO SCALE	E-74	撤去外灯設備平面図(2.5号棟)	1/100	
E-10	撤去電灯設備改修配線配管系統図(1号棟)	NO SCALE	E-42	撤去電灯設備電灯器具仕様書(1.7号棟)	NO SCALE	【2.8号棟】			
E-11	撤去電灯設備電灯器具仕様書(1号棟)	NO SCALE	E-43	撤去電灯設備1階平面図(1.7号棟)	1/100	E-75	改修電灯設備配線配管系統図(2.5号棟)	NO SCALE	
E-12	撤去後照明器具仕様書(1号棟)	NO SCALE	E-44	撤去外灯設備平面図(1.7号棟)	1/100	E-76	改修電灯設備電灯器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-13	撤去電灯設備1階平面図(1号棟)	NO SCALE	【2.3号棟】				E-77	改修後照明器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE
E-14	撤去外灯設備平面図(1号棟)	1/100	E-45	改修電灯設備配線配管系統図(2.3号棟)	NO SCALE	E-78	改修電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
【8号棟】									
E-15	改修電灯設備配線配管系統図(8号棟)	NO SCALE	E-46	改修電灯設備電灯器具仕様書(2.3号棟)	NO SCALE	E-79	改修電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
E-16	改修電灯設備電灯器具仕様書(8号棟)	NO SCALE	E-47	改修後照明器具仕様書(2.3号棟)	NO SCALE	E-80	撤去電灯設備改修配線配管系統図(2.5号棟)	NO SCALE	
E-17	改修後照明器具仕様書(8号棟)	NO SCALE	E-48	改修電灯設備1階平面図(2.3号棟)	1/100	E-81	撤去電灯設備電灯器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-18	改修電灯設備1階平面図(8号棟)	1/100	E-49	改修外灯設備平面図(2.3号棟)	1/100	E-82	撤去後照明器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-19	改修外灯設備平面図(8号棟)	1/100	E-50	撤去電灯設備改修配線配管系統図(2.3号棟)	NO SCALE	E-83	撤去電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
E-20	撤去電灯設備改修配線配管系統図(8号棟)	NO SCALE	E-51	撤去電灯設備電灯器具仕様書(2.3号棟)	NO SCALE	E-84	撤去外灯設備平面図(2.5号棟)	1/100	
E-21	撤去電灯設備電灯器具仕様書(8号棟)	NO SCALE	E-52	撤去後照明器具仕様書(2.3号棟)	NO SCALE	【3.0号棟】			
E-22	撤去後照明器具仕様書(8号棟)	NO SCALE	E-53	撤去電灯設備1階平面図(2.3号棟)	1/100	E-85	改修電灯設備配線配管系統図(2.5号棟)	NO SCALE	
E-23	撤去電灯設備1階平面図(8号棟)	NO SCALE	E-54	撤去外灯設備平面図(2.3号棟)	1/100	E-86	改修電灯設備電灯器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-24	撤去外灯設備平面図(8号棟)	1/100	【2.4号棟】				E-87	改修後照明器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE
E-25	改修電灯設備配線配管系統図(1.6号棟)	NO SCALE	E-55	改修電灯設備配線配管系統図(2.4号棟)	NO SCALE	E-88	改修電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
E-26	改修電灯設備電灯器具仕様書(1.6号棟)	NO SCALE	E-56	改修電灯設備電灯器具仕様書(2.4号棟)	NO SCALE	E-89	改修外灯設備平面図(2.5号棟)	1/100	
E-27	改修後照明器具仕様書(1.6号棟)	NO SCALE	E-57	改修後照明器具仕様書(2.4号棟)	NO SCALE	E-90	撤去電灯設備改修配線配管系統図(2.5号棟)	NO SCALE	
E-28	改修電灯設備1階平面図(1.6号棟)	NO SCALE	E-58	改修電灯設備1階平面図(2.4号棟)	1/100	E-91	撤去電灯設備電灯器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-29	改修外灯設備平面図(1.6号棟)	NO SCALE	E-59	改修外灯設備平面図(2.4号棟)	1/100	E-92	撤去後照明器具仕様書(2.5号棟)	NO SCALE	
E-30	撤去電灯設備改修配線配管系統図(1.6号棟)	1/100	E-60	撤去電灯設備改修配線配管系統図(2.4号棟)	NO SCALE	E-93	撤去電灯設備1階平面図(2.5号棟)	1/100	
E-31	撤去電灯設備電灯器具仕様書(1.6号棟)	NO SCALE	E-61	撤去電灯設備電灯器具仕様書(2.4号棟)	NO SCALE	E-94	撤去外灯設備平面図(2.5号棟)	1/100	
E-32	撤去後照明器具仕様書(1.6号棟)	NO SCALE	E-62	撤去後照明器具仕様書(2.4号棟)	NO SCALE	【3.0号棟】			
【3.0号棟】									
E-33	撤去電灯設備電灯器具仕様書(1.6号棟)	NO SCALE	E-63	撤去電灯設備1階平面図(2.4号棟)	1/100	【3.0号棟】			
【3.0号棟】									
E-34	撤去外灯設備平面図(1.6号棟)	NO SCALE	E-64	撤去外灯設備平面図(2.4号棟)	1/100	【3.0号棟】			

図面名称 工事名称 発注機関 縮尺 図面番号 名 称 株式会社 資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 那覇市港名1195-1	工事年度 令和 8 年度 図面目録 縮尺 図面番号 名 称 株式会社 資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 那覇市港名1195-1
---	--

図面名称 工事名称 発注機関 縮尺 図面番号 名 称 株式会社 資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 那覇市港名1195-1	工事年度 令和 8 年度 図面目録 縮尺 図面番号 名 称 株式会社 資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 那覇市港名1195-1
---	--

<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省総務発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン)出力7.5~260kW)</p> <p>ア バックホウ</p> <p>イ 車輪式トラクタショベル</p> <p>ウ フルトラータ</p> <p>エ 発動機電機</p> <p>オ 空気圧荷機</p> <p>カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)</p> <p>キ ローラック</p> <p>ク ホイールクレーン</p> <p>通知、安全な工事の実施のため、必要に応じて事前に施工説明を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)</p> <p>(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分方法</p> <p>発生材の種類及び処理方法</p> <p>引渡しを要するもの</p> <p>無</p> <p>有(図示)</p> <p>特別管理産業廃棄物</p> <p>無</p> <p>有(図示)</p> <p>再利用可能なもの</p> <p>無</p> <p>有(図示)</p> <p>(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、果内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が賦課されるので、適正に処理すること。</p> <p>(3) 建設リサイクルの推進については</p> <p>受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならぬ。</p> <p>また、工事完了時にCOBRISにより作成した「再生資源報告書」、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しおければならぬ。</p> <p>(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。</p> <p>ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)建設汚泥については工事現場から500m以内以下に以下の施設がない場合は、この限りではない。</p> <p>① 搬出した産業廃棄物の種類を原料とするゆいぐいぐの材を製造している再資源化施設へ搬出</p> <p>② 搬出した産業廃棄物の種類を原料とするゆいぐいぐの材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後ゆいぐいぐの材製造業者へ出荷している施設へ搬出</p> <p>(5) 本工事における再資源化に関する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合致中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的となるものを選定する。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の発生は行わない。</p> <p>(6) アスファルト舗装板切断に使用される濁水及び粉体の取捨基準については</p> <p>ア 舗装切断作業に伴い、切断機稼働から発生する濁水及び粉体(以下「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を生有する切断機稼働等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等との協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経路については変更契約できるものとする。</p> <p>「適正に処理」とするとは、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要となる廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別処理人物が無ければ、下掲HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/sochi/canpoc/canpoc/sochi/canpoc.html</p> <p>なお、受注者は、産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装板切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)平成24年3月28日付け土技第1257号」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>ウ 発生する粉体(埃)については「アスファルト舗装板切断に伴い発生する廃棄物の取扱について(通知)平成25年1月17日付け土技第942号」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>(7) 搬出前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去作業を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督職員と協議し、関係法令により適切に処置する。</p>
<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>

<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省総務発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン)出力7.5~260kW)</p> <p>ア バックホウ</p> <p>イ 車輪式トラクタショベル</p> <p>ウ フルトラータ</p> <p>エ 発動機電機</p> <p>オ 空気圧荷機</p> <p>カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)</p> <p>キ ローラック</p> <p>ク ホイールクレーン</p> <p>通知、安全な工事の実施のため、必要に応じて事前に施工説明を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)</p> <p>(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分方法</p> <p>発生材の種類及び処理方法</p> <p>引渡しを要するもの</p> <p>無</p> <p>有(図示)</p> <p>特別管理産業廃棄物</p> <p>無</p> <p>有(図示)</p> <p>再利用可能なもの</p> <p>無</p> <p>有(図示)</p> <p>(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、果内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が賦課されるので、適正に処理すること。</p> <p>(3) 建設リサイクルの推進については</p> <p>受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならぬ。</p> <p>また、工事完了時にCOBRISにより作成した「再生資源報告書」、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しおければならぬ。</p> <p>(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。</p> <p>ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)建設汚泥については工事現場から500m以内以下に以下の施設がない場合は、この限りではない。</p> <p>① 搬出した産業廃棄物の種類を原料とするゆいぐいぐの材を製造している再資源化施設へ搬出</p> <p>② 搬出した産業廃棄物の種類を原料とするゆいぐいぐの材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後ゆいぐいぐの材製造業者へ出荷している施設へ搬出</p> <p>(5) 本工事における再資源化に関する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合致中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的となるものを選定する。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の発生は行わない。</p> <p>(6) アスファルト舗装板切断に使用される濁水及び粉体の取捨基準については</p> <p>ア 舗装切断作業に伴い、切断機稼働から発生する濁水及び粉体(以下「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を生有する切断機稼働等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等との協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経路については変更契約できるものとする。</p> <p>「適正に処理」とするとは、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要となる廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別処理人物が無ければ、下掲HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/sochi/canpoc/canpoc/sochi/canpoc.html</p> <p>なお、受注者は、産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装板切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)平成24年3月28日付け土技第1257号」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>ウ 発生する粉体(埃)については「アスファルト舗装板切断に伴い発生する廃棄物の取扱について(通知)平成25年1月17日付け土技第942号」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>(7) 搬出前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去作業を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督職員と協議し、関係法令により適切に処置する。</p>
<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>

<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>
---	---	---------------------------	---------------------------

<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>9 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>10 設計図CADデータの貸与</p> <p>11 施工管理体制 (1.3.1)</p> <p>12 主任技術者の資格</p> <p>13 主任技術者又は監理技術者の業務</p> <p>14 施工条件 (1.3.3)</p> <p>15 交通安全管理 (1.3.6)</p> <p>16 施工中の環境保全等 (1.3.8)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>	<p>17 発生材の処理等 (1.3.9)</p>
---	---	---------------------------	---------------------------

